

その他留意事項について(令和6年度)			
No.	項目	留意事項	内容
1	運営規程、重要事項説明書(しおり)について	・条例に定められた項目を記載した運営規程が作成されているか。 ・重要事項説明書(しおり)の内容について、運営規程と一致しているか。 ・重要事項説明書(しおり)の内容は保護者の同意を得ているか。 ・重要事項説明書(しおり)は園の見やすい場所に掲示され、保護者や職員へ周知されているか。	《運営規程》 ・次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めなければならない。 (1)事業の目的及び運営の方針 (2)提供する特定地域型保育の内容 (3)職員の職種、員数及び職務の内容 (4)保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日 (5)保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 (6)区分ごとの利用定員 (7)家庭的保育事業等の利用開始及び終了に関する事項並びに利用にあつたての留意事項 (8)緊急時等における対応方法 (9)非常災害対策 (10)虐待防止のための措置に関する事項 (11)その他の家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 《重要事項説明書》 ・重要事項説明書には事業の運営についての重要事項に関する規定の概要、職員の勤務体制、利用者負担額、連携施設の種類、名称、連携協力の概要、その他利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記載しなければならない。 ・次に掲げる事業の運営についての重要事項を記した文書を交付して保護者に説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。 (1)施設の運営方針 (2)提供する保育の内容 (3)保育時間(保育標準時間、保育短時間の設定時間及び延長時間) (4)職員の勤務体制(職種、人数) (5)保護者から支払いを受ける費用の種類(保育料、延長保育料、上乗せ徴収、実費徴収) (6)子どもの区分(年齢)ごとの利用定員 (7)連携施設の種類、名称、連携協力の概要 (8)その他保育の選択に資すると認められる重要事項 ・重要事項は園の見やすい場所(受付、玄関付近、玄関スペース等)に掲示しなければならない。 【大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条、38条、46条】

その他留意事項について(令和6年度)			
No.	項目	留意事項	内容
2	子どもの人権に配慮した保育の実施について (不適切保育の防止・虐待防止)	・子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人権を尊重した保育を行っているか。 ・関連した研修の受講やマニュアルの作成等、子どもへの不適切保育や虐待防止のための取り組みが適切になされているか。 ・職員間で関連したガイドラインやチェックリストを活用しながら、日々の保育について振り返る機会を設け、共通認識の下、連携体制の強化に努めること。	・職員は、入所中の児童に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 《子どもの心身に影響を与える行為》 ①身体的虐待②性的虐待③ネグレクト④心理的虐待 《不適切保育の例》 ① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ ③ 罰を与える・乱暴な関わり ④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり ⑤ 差別的な関わり ・施設長は、施設内虐待が絶対に起こることのないよう、職員の資質向上を図るなど虐待防止のために必要な措置を講じること。 ・虐待防止責任者を選任し、辞令の交付または事務分掌表に記載すること。 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条】 【「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」令和5年5月こども家庭庁】 【「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」全国保育士会】
3	虐待等への対応	児童虐待等の早期発見に努め、関係機関との連携を図っているか。	・子どもの心身の状態等の観察し、虐待や不適切な養育の兆候が見られる場合には、市や関係機関と連携し、適切な対応を図ること。 ・理由のない欠席、不規則な登所時刻、不潔等への対応を適切に行うこと。 【児童虐の防止に関する法律第5条、第6条】 【児童福祉法第25条】 【保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)イ】
4	全体的な計画、指導計画の作成について	・保育所保育指針に示された保育内容に関する事項を踏まえ、園の実情に応じた全体的な計画を作成し、それに基づく指導計画が作成されているか。 ・指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。 ・保育日誌が作成されているか。	《全体的な計画》 児童福祉法及び関係法令、保育所保育指針、児童の権利条約等と各園の保育方針を踏まえ、在園する間の全体にわたって、保育の目標を達成するために、どのような道筋をたどり、保育を進めていくかを示すもの。 全体的な計画に基づき、指導計画(長期的な計画、短期的な計画)、保健計画、食育計画等を作成する。 《指導計画(全体的な計画に基づいて作成すること)》 ・長期的な指導計画(年、数か月単位の期、月など) ・個別的な指導計画(月案※3歳未満児まで) ・短期的な指導計画(週、日など) ・特別な配慮を要する乳幼児については個別の指導計画及び支援計画 →作成した指導計画の展開に当たっては、評価、見直し、反省を記録すること。 《保育日誌》 保育の課程(全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況)の記録。保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料として、次の保育の手がかりとなる。子どもの実態や、子どもを取り巻く状況の変化などに即した保育の課程を記録として残すこと。 【保育所保育指針第1章3(1)～(3)】

その他留意事項について(令和6年度)			
No.	項目	留意事項	内容
5	安全計画の策定について	・園の実態に即した安全計画が策定されているか。 ・職員に対し、安全計画を周知し、研修や訓練を定期的に行っているか。 ・保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しているか。 ・安全計画の定期的な見直し、変更が行われているか。	《安全計画の策定》 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(「安全計画」)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 《策定とは》 以下の対応を定めただけでなく、実施をしたことで「策定を行った」こととする。 ・安全点検の実施 ・安全確保のための活動や取り組みの指導(職員、児童へ) ・訓練、研修の年間計画を定める(「いつ、何をすべきか」を整理し、計画に盛り込むこと) 【大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2】 【「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項について」(令和4年12月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)】
6	事故防止及び安全対策の徹底について	・策定した安全計画に基づいた安全対策が徹底されているか。 ・施設内外の設備や遊具等の安全点検を定期的に行い、結果は記録に残しているか。 ・マニュアルの確認、必要に応じた更新を行い職員間で共有すること。 (リスクが高い場面:食事、睡眠、散歩等の園外活動、プール活動・水遊び等) ・自動車への乗降時は、点呼等により児童の所在確認を行っているか。 ・ヒヤリハット事例の収集及び要因の分析を行い、再発防止の徹底を行っているか。 ・業務継続計画の策定に努めているか。	・子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努めること。 ・点検の結果設備や遊具に問題点を発見した場合は、問題箇所の改善を行い、職員に周知し、情報を共有すること。 ・安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図ること。 ・取り組みを行う際は、特に睡眠中、食事、プール活動・水遊び中、食事等での場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど必要な策を講じること。 《業務継続計画の策定(努力義務)》 感染症や非常災害発生時において、利用者に対する保育の提供を継続的に実施するため、また、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 併せて、当該計画の職員への周知や研修・訓練の実施、計画の見直しに努めること。 【「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項について」(令和4年12月15日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)】 【「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省)】 【児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3】